

「不起訴」不当と検察審査会へ審査申立

大野通元市議会議員の政務活動費など不正受給の起訴猶予めぐり

議員在任中、廃業したガソリンスタンドの白紙領収書を使い、政務活動費を不正受給したとして、詐欺罪などで告発されていた。岐阜地検は起訴猶予として、「不起訴処分」と10月13日に告知。告発者は、同月20日に審査申立。

以下は、

審査申立書の「不起訴処分を不当とする理由」

検察官は不起訴処分の理由を「不起訴処分理由告知書」で「起訴猶予」とだけ記している。「起訴猶予」の理由を尋ねたら「高金額が返金されている事を考慮した。現金（詐欺した）を返せば良いと言うものではないが・・・。」と言っている。

被疑者は、不正行為を行っていた時は岐阜市議会議員、不正受給発覚当時は岐阜市社会福祉協議会会長、岐阜県防犯協会理事長の重責にあった。議員は岐阜市政の負託を市民から受ける役職であり、社会福祉協議会会長は福祉では岐阜市の福祉行政と地域各種団体との窓口となる役職である。県防犯協会理事長の重責は言うまでもない。公金・税金の不正受給への責任感があまりにも希薄である。

市民の大きな関心事となり、市議会も政務調査費及び政務活動費の制度改革に尽力している時期に、2回目の告発（平成29年3月38日）から相当時間が経過した、平成29年6月1日に、被疑者は小出しの様に3回目の「政務調査費及び政務活動費」の返還を行なっている。返還額は129,261円であり、今日までの返還額合計は2,065,783円にもなる。

24年間の市議会議員在職期間を調査出来れば、「時効以前の同種の行為により不正受給されていたと思われる金額」は、現在までの返還金額を大きく上回ると容易に想像できる。

社会の関心事となっている「政務調査費及び政務活動費不正受給」で詐欺事実を確認しながら理解しがたい「起訴猶予」を理由として「不起訴処分」とすることは「政治家の詐欺罪は、金を返せば許される」という誤ったメッセージを司法が社会に発することになる。

検察官の本件不起訴処分は、被疑者の認識の評価を誤ったものであり、不当であると言わざるを得ない。

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

新庁舎建設の着工見送りなど申入れ

10月17日、無所属クラブと共産党市議団は岐阜市長に対し新庁舎建設の着工見送りと計画の見直しを申入れました。対応は細江市長不在で浅井副市長。申入れ内容は4点。

- 1 新庁舎建設の平成30年4月着工は見送ること。
- 2 再公告については、その実施時期を見極め、現時点においては入札不調に至った原因解明にとどめること。
- 3 新庁舎建設見直しの声に耳を傾け、意を尽くすこと。
- 4 来年度（平成30年度）予算編成は骨格予算とし、新庁舎建設関連経費も盛り込まないこと。

細江市長は平成30年4月着工を明言しているが、階数等の構造変更には計画通知や構造審査をともない4月着工は難しい。考えられるのは、予定価格の引き上げと思われる。200億円が254億円になり、なお引き上げられて入札される事に成りかねない。現市長の任期は来年2月23日であり、**高額新庁舎の建設計画は、新市長の意見を一言も聞かないまま進められる事になる。**それは、行政の継続性から極めて問題であり、市民の理解も得られない。「**退任前に現市長の行うべき事は、東部クリーンセンター事故の裁判であり、メディアコスモスの雨漏り解決である。**」と申入れました。



松原のりかず
☎058-253-2500